



ペットボトルの適切なリサイクルにご協力を！ ルールを守って分別しましょう

近頃、「資源化できないボトル」「ラベルを付けたまま」「プラマークのついた商品」が資源ごみとして、出されることが増えています。このような出し方をすると、せっかく資源ごみとして出したはずなのに、適切なリサイクルができず、環境悪化につながることもあります。

ペットボトルを出すときは、ルールを守って出しましょう。

※各地区において、資源ごみを出せる収集所が決められています。収集所が分からない場合は、地元の区長や班長にご確認ください。また、スーパー等のリサイクルBOX もご利用ください。

正しいペットボトルの出し方

①キャップは外す。(燃えるごみとして出すか、キャップリサイクルへ)

※キャップはエコキャップ運動として、上里町社会福祉協議会にて回収しています。

②ラベルをはがして燃えるごみに出す。

③中を水ですすぐ。

④リサイクルマークがついているものだけを資源ごみとして出す。

※マークがないペットボトルは、集めてもリサイクルできません。



ペットボトル
マークのある
ボトルは
「資源ごみ」



キャップと
ラベルは
取り除く

臭いと汚れ
を取り除く
ため、ペッ
トボトルは
必ずすすぎ
ましょう！



問合せ…くらし安全課生活環境係 【☎35-1226】

ごみO(ゼロ)つうしん

令和3年8月のごみの量は…

家庭系ごみ（可燃・不燃・有害・粗大）

排出量 678.29 t

【ひとり1日あたり約724g】

埼玉県内のひとり1日あたりのごみの
排出量は約528gです。（R元年度）



ゴミゼロくん

～減らす・分別・再利用を心がけましょう～

問合せ…くらし安全課生活環境係【☎35-1226】

新型コロナウイルス感染症拡大防止に伴う ご家庭でのごみの出し方

ごみの処理は、皆さまの生活を維持するために必要不可欠なものです。収集や処理に携わる方の感染リスクを減らし、ごみ収集を安全に継続して行えるよう、改めて、コロナ禍における「ごみの出し方」についてお知らせいたします。皆さまのご協力をお願いいたします。

- ①ごみを散乱させないため、ごみ袋の中身を詰めすぎないで、しっかり縛って封をしましょう。
- ②収集車での破裂を防ぐため、ごみの水分を減らし、ごみ袋の空気を抜いて出しましょう。
- ③ごみを捨てたあとは、石けんでしっかり手を洗いましょう。



10月1日は「浄化槽の日」です

浄化槽の適正な維持管理と法定検査で、きれいな川を守りましょう

浄化槽の使用者には法律で次の3つが義務付けられています。

保守点検

(年3～4回)

装置の点検・調整
消毒薬の補充など



※町内業者の一覧表をくらし安全課で管理していますので、ご相談ください。

維持管理

法定検査

(年1回)

総合診断・水質検査

依頼先：(一社) 埼玉県浄化槽協会
【☎048-501-5707】



清掃

(年1回)

たまった汚泥等の
引き抜き



※清掃は、浄化槽清掃業の許可を取得している業者でなければ実施することができません。町内の許可業者は、町ホームページでご確認ください。

川を汚さないきれいな水

- 浄化槽は微生物の働きで汚水を浄化し、きれいな上澄みを消毒して流しています。維持管理を怠ると放流水の水質が悪化し、悪臭が発生します。浄化槽を適正に管理し、使用しましょう。
- 保守点検や清掃がきちんと行われないと、浄化槽は機能を発揮できません。
- 法定検査（総合診断・水質検査）は、浄化槽の放流水のチェックや保守点検、清掃が適正に行われているかを確認する重要な検査です。

問合せ…くらし安全課生活環境係 【☎35-1226】



首都圏放置自転車クリーンキャンペーン

埼玉県では10月1日(金)～31日(日)までが強調実施期間です

路上などに放置された自転車は、歩行者や他の車両の通行を妨げ、交通事故の原因や非常時の緊急活動の妨害にもつながります。

首都圏では大量かつ無秩序に自転車が放置され大きな社会問題となっていることから、「首都圏放置自転車クリーンキャンペーン」を実施しており、強調実施期間中は、放置自転車の整理・撤去などが強化されます。

また、強調実施期間に限らず、駅周辺や路上など、公共の場所に自転車および原動機付自転車を放置した場合は、条例の規定により整理・撤去を実施する場合があります。

暮らしやすく安全な町にするために、自転車は必ず駐輪場など適切な場所に止め、安全に利用しましょう。

問合せ…くらし安全課生活環境係 【☎35-1226】

小型家電回収 のお知らせ

上里町役場西側駐車場にて、小型家電回収を行います。
家庭で使われていた**小型家電のみ**の回収です。
資源再利用のため、回収にご協力をお願いいたします。

問合せ…くらし安全課生活環境係【☎35-1226】

◆日時…10月30日(土)、午前9時～11時30分

◆荒天中止

◆会場…上里町役場西側 職員駐車場

◆費用…無料

◆回収方法…利用者持参

①入口から入場→②収集場所まで車を移動する→③小型家電を車から降ろす→④出口から退場

※場内は**一方通行**です。ご注意ください。

※**午前9時までは入場できません**ので、ゆっくりお越しください。

⑤新型コロナウイルス感染症対策のため、マスクを着用してご来場ください。

【回収するもの】⑤家庭で使われていたもののみ対象です。

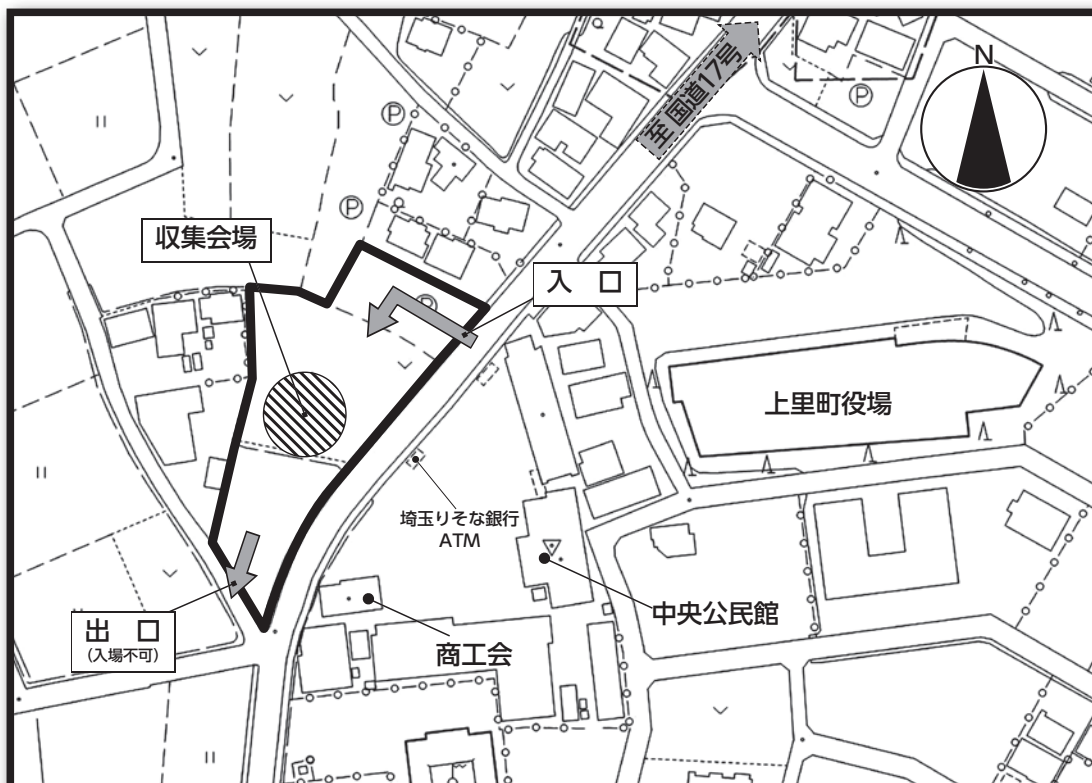
- ・調理家電(炊飯器・食器乾燥機・電子レンジ等)
- ・生活家電(掃除機・ゲーム機・電動ミシン・固定電話・携帯電話・ファックス・プリンタ・扇風機・ストーブ等)
- ・オーディオ・ビジュアル機器(ステレオ・ラジカセ・電子楽器等)

【回収できないもの】

- ・家電リサイクル法対象機器(テレビ・エアコン・冷蔵庫・洗濯機・衣類乾燥機)
- ・ブラウン管モニター
- ・電球、蛍光灯、電池(排出する小型家電からは取り外してください)
- ・布や木製部分が含まれるもの(例:こたつ、木製枠のCDコンボ、電気カーペット等)
※ただし、分解してあれば機械部分のみ回収可
- ・パソコン(リネットジャパンによる無料回収をご利用ください)

乾電池や小型充電式電池(リチウムイオン電池・ニカド電池・ニッケル水素電池)は必ず外してください。

《「収集会場」周辺図》





災害時の情報の入手方法 ～自助の取組～

防災行政無線の放送が聞き取りづらい場合は、自助の取組みとして積極的にご利用ください。

・防災メール

携帯電話やパソコンなどに、メール配信するサービスです。

【登録方法】

①QRコードを読み取り、指定のメールアドレスに空メールを送信します。



※読み取れない場合は、p-bousaikamisato@m.bmb.jpへ空メールを送信。

②登録確認メールが届いたら、登録完了です。

・電話応答サービス

防災行政無線の放送内容を聞き直すことができます。

フリーダイヤル(無料)【☎0120-415-455】

・ほんじょうFM (周波数: 89.3Mhz)

コミュニティFMラジオ局「ほんじょうFM」で緊急情報を放送します。

問合せ…くらし安全課防災安全係
【☎35-1226】



防災行政無線による Jアラートの訓練放送

日時…10月6日(水)、午前11時ごろ

Jアラートによる全国一斉情報伝達訓練を行います。

町内の防災行政無線から訓練放送が流れますが、実際の災害とお間違えのないようご注意ください。

問合せ…くらし安全課防災安全係
【☎35-1226】



チャイム放送の 時間が変わります

防災行政無線の動作確認を兼ねて流しているチャイム放送の時間が、10月1日(金)から午後5時に変更となります。

◆放送時間

4月～9月：午後6時

10月～3月：午後5時

◆曲名

「赤とんぼ」

問合せ…くらし安全課防災安全係
【☎35-1226】



町長コラム

山下 博一



37

新型コロナウイルス感染症の町の状況をご報告いたします。全国的に感染力が強いデルタ株等により、若い世代を中心に新規感染者が急増しています。自宅療養される方も増えており、医療体制が逼迫している状況となっています。町内における感染状況は、6月までは1か月当たり10名を下回る月もありましたが、7月には16人、8月には128人と感染者が急増し、9月20日(月)現在、累計325人となり、大変憂慮すべき事態となっております。

一方、町のワクチン接種状況ですが、9月12日現在、ワクチン接種の対象者数は約2万8200人です。そのうち、1回目の接種が完了している方が約1万5000人(約53%)、2回目の接種が完了している方が約1万1500人(約40%)です。また、65歳以上の対象者のうち、1回目の接種が完了している方が約7600人(約84%)、2回目の接種が完了している方が約7500人(約83%)となっております。

町といたしましては、町民の皆さまの安心・安全を最優先に考え、希望する方のワクチン接種をさらに進めてまい



▲ワクチン集団接種の様子

ります。町民の皆さまにおかれましても引き続き、マスクの着用、手指消毒、密の回避など、可能な限りの感染防止策を講じていただきますようお願いいたします。

「里親制度」を応援しています。本誌にも掲載しておりますが、10月は里親制度強化月間です。私自身、町内にある児童養護施設上里学園(埼玉県施設)を何度も訪問し、学園祭にもご招待をいただいています。そのたびに、子ども達の元気な姿を見られました。

町は、『子育て支援日本一』の町づくりを目指しております。町民の皆さまには、里親制度にご理解をいただき、子ども達が生活しやすい環境づくりへの協力をお願いいたします。また、温かな気持ちで子ども達の将来を応援していただければ幸いです。

防災 Q & A

問合せ…くらし安全課防災安全係【☎35-1226】

本格的な台風シーズンを迎える中、町民の皆さまからいただいた質問にお答えします！

Q 1 避難所と避難場所の違いは何ですか？

A 避難所は、一定期間滞在する（寝泊りできる）場所で、避難場所は、緊急的に避難する施設や場所です。
避難場所については、地震の際は耐震性により施設内には避難できない場所もありますが、敷地内の
駐車場スペースなどに避難することは可能です。

Q 2 水害が発生した場合、コロナ禍でどう避難したらいいか不安です。避難所での感染症も心配です…

A まずは、防災ガイド・ハザードマップで“避難が必要か”を判断しましょう。
避難とは、「難」を「避」けることです。住んでいる場所によっては、避難所へ避難する必要がある場合があります。「自らの命は自らが守る」意識を持ち、自然災害と感染症のリスクを考慮し、取るべき行動の確認をお願いします。

避難の方法

①ご自宅が安全な方は「在宅避難（垂直避難を含む）」

避難所へ避難する必要はありません。

②避難が必要な場合は「分散避難」

避難所は一度に大勢の避難者が集まることで、感染症の感染リスクが高まります。あらかじめ避難所以外の安全な場所へ避難する「分散避難」について検討しましょう。

- 縁故避難…安全な地域にいる親せきや知人等の家へ事前に避難する方法
- 車両避難…浸水想定区域を避け、安全な場所を確保したうえで車内に避難する方法

③避難所へ避難

在宅避難、分散避難ができない場合は、町が開設する避難所へ避難してください。

避難所の開設と感染症対策

浸水想定区域外（町の南部）の避難所から開設を検討します。

また、避難所での感染症対策として以下の内容で準備を進めています。

- ①避難者の症状に応じた避難所等の確保
- ②パーティションやテントを活用した飛沫感染予防
- ③感染症対策用の資器材の確保
- ④避難者の健康状態の確認



まだ請求手続きがお済みでない方へ

第11回戦没者等の遺族に
対する特別弔慰金のご案内

戦没者等の死亡当時のご遺族で、令和2年4月1日（基準日）時点で、「恩給法による公務扶助料」や「戦傷病者戦没者遺族等援護法による遺族年金」等を受ける方（戦没者等の妻や父母）がいない場合に、次の順番による先順位のご遺族お一人に特別弔慰金が支給されます。

対象者

① 令和2年4月1日までに戦傷病者戦没者遺族等援護法による弔慰金の受給権を取得した方

② 戦没者等の子

③ 戦没者等の「父母」「孫」「祖父母」「兄弟姉妹」
※戦没者等の死亡当時、生計関係を有している等の要件を満たしているかどうかにより、順番が入れ替わります。

④ 右記①～③以外の戦没者等の三親等内の親族（甥、姪等）

※戦没者等の死亡時まで引き続き1年以上の生計関係を有していた方に限ります。

支給内容：額面25万円、5年償還の記名国債

請求期間：令和5年3月31日まで

請求先・問合せ：町民福祉課社会福祉係

【☎35-1224】

国民健康保険税について

上里町の国民健康保険（以下「国保」といいます。）の財政運営上、収入状況では、国保の加入者数の減少傾向に伴い、国民健康保険税の税収入の減少が見込まれています。

一方、支出状況では、加入者一人当たりの医療費の支出金額の増加もあり、厳しい財政状況が続いております。

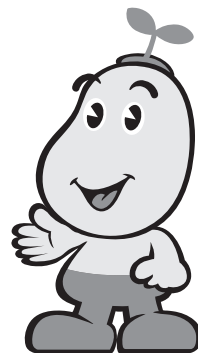
また平成 30 年度からは、都道府県単位を主体とする国保の広域化により、埼玉県の手定める運営方針に基づき、埼玉県の示す標準税率と上里町の税率の統一化が図られており、現在、上里町の税率は埼玉県の標準税率を下回っている状況です。

以上のことを踏まえまして、国保加入者の皆さまが、継続して安定的に国保を利用していただけのように、町では、税率改正について、国民健康保険運営協議会に諮問しているところです。

なお、改正した場合の新税率は、令和 4 年度以降の国民健康保険税から適用する予定ですが、改正内容の詳細につきましては、正式に決定次第、改めて町の広報・ホームページでお知らせいたします。

問合せ…税務課住民税係【☎35－1221】（内線 1131～1133）

保険証



国保マスコット 健康まもるくん

町税の納期内納付にご協力ください

町税は、町の歳入の約4割を占め、私たちの暮らしを支えるさまざまな施策の貴重な財源であり、定められた期限（納期限）までに自主的に納めていただくものです。

税金を納期限までに納めなかった場合は、本来納めるべき税金のほかに延滞金が増算されます。また、滞納したままの状態が続くと、税負担の公平性を確保するため、差押えにより強制的に徴収することになります。

皆さまには、納期内納付にご理解とご協力をお願いします。

問合せ…税務課収税係【☎35－1221（内線1121～1125）】

令和 2 年度差押件数

預貯金	所得税還付金	生命保険	給与・報酬	その他	合計
280 件	37 件	10 件	18 件	2 件	347 件



いばぎんす

納税相談窓口 ～休日開庁・夜間開庁のお知らせ～

◆10月の開庁日【休日】（午前 8 時 30 分～正午） 10月10日(日)
【夜間】（午後 8 時まで） 10月25日(月)
※夜間は庁舎西入口（夜間入口）からお入りください。

◆相談窓口の問合せ…税務課収税係【☎35－1221（内線1121～1125）】
※納税相談の場合は、あらかじめお電話でご連絡ください。

国民健康保険税第 4 期・町県民税第 3 期の納期限は**11月1日(月)**です。
税金のお納めには便利な**口座振替**をご利用ください。

（口座振替日は納期限日となります。残高不足等で振替ができなかった場合、再度の振替はできませんので、残高の確認をお願いします。）